

日経MOOK

失敗しない

事業承継

公認会計士・税理士 松木謙一郎 監修

まず
取り組むべきは
事業再生！

豊富なケースに学ぶ
成功の秘訣
後継者養成の
3ステップ
トラブルを防ぐ
遺産分割・株主政策

生命保険で相続税を減らす！
金融機関の賢い活用法
資金繰りが厳しいときの対処法
M&Aを進める場合の留意点



日本経済新聞出版社

生命保険と民事信託の活用で スムーズかつ円満な事業承継対策を！

事業承継に悩む中小企業オーナーは多い。そこで考えたいのが生命保険と民事信託を活用する方法だ。事業承継に詳しい、ジャスト・フォア・ユーの谷敦氏が司法書士法人ソレイユの杉谷範子氏とともに解説する。

株式の名義と財産権を 分離して移転

「株式を移転しないまま相続が発生した場合、後継者には納税資金の問題に加え、株式が分散化して議決権を失う危険もあります」

ジャスト・フォア・ユーの谷敦代表取締役は、こう警鐘を鳴らす。だが、後継者がまだ若いなどの理由で経営を任せることに不安がある経営者もいる。「特定の株主に議決権を集める『属人的株式』



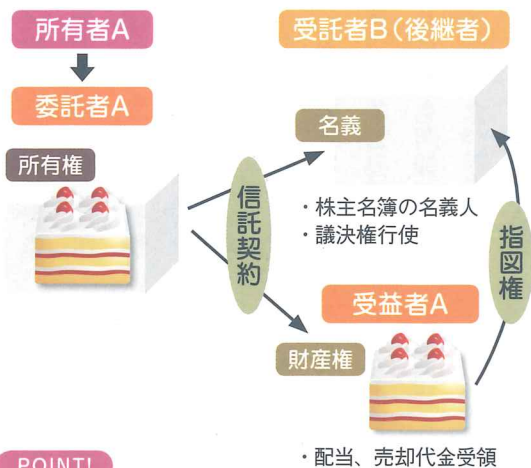
代表取締役
谷敦氏

や、配当優先の無議決権株式などの『種類株式』を活用する」(谷氏)方法もあるが、多くの株主の合意が要するなどハードルが高い。「そこで考えたいのが民事信託の活用です」と谷氏は提案する。

民事信託は、2007年の改正信託法施行により利用可能になった、財産の管理や移転を目的に家族など信頼できる人の間での行われる契約だ。司法書士法人ソレイユの杉谷範子代表司法書士は「信託を活用すれば、自社の所有権を『名義』と『財産権』とに分離でき、名義を後継者に移転する一方で、配当金や株の売却代金を受け取る財産権は持ち続けることが可能です」と説明する。自社の

全体が一つの「所有権」を 名義と財産権に分ける

経営権は後継者Bさん
財産権は現社長Aさんへと分けられる



POINT!

- ・後継者への株の名義変更が完了
- ・株式の名義変更時に税金は発生しない
- ・指図権を行使することで現社長の意志を経営に反映もできる(実質的にAさんが経営を続けられる)

ただし、財産権の譲渡時や相続発生時には納税とその資金が必要に

生命保険の活用で早期に対策を！

名義が移転されていれば、相続発生時に他の相続人が株主になる心配とも無縁だ。「民事信託は、経営者の希望を聞きながら設計するオーダーメイド

のしくみです。経営権が後継者に移るため、現経営者が認知症になつたり、死亡した場合も会社の経営は止まりません。また、取締役の選任など自分が決めたい場合に

は、現経営者の指図で後継者に株主総会で議決権を行使させる『指図権』を持つ建て付けにすることもできます(右下図)。(杉谷氏)

民事信託を活用した名義の移転は、贈与ではないので贈与税がかからず、売買ではないので売買代金も不要だ。成年後見制度とは異なり裁判所の管理が要らず、柔軟な運用ができる。スムーズかつ円満な事業承継が可能になるのだ。

プロの永続的なサポートが 円満な事業承継対策を実現

ただし、財産権移転時や相続発生時には株式の購入資金や納税資金が必要になるので、自社株対策は必須。この問題の解決には、生

命保険の活用が有効だ。信託するだけでは株価は下がらないが、生命保険を活用すれば自社株対策が可能になる。「生命保険は損金処理できるものもあるため、利益が減り、結果として自社の株価が下がる効果が期待できます。また、別の保険には純資産を引き下げるものもあり、結果として株価が下がる効果もあります。保険期間中は保障が得られます。資金が必要な場合には解約や契約者貸付などの方法で現金を受け取ることができる利便性もあります」(谷氏)

一石二鳥どころか三鳥以上の効果が期待できる事業承継対策と言えそう。それだけに、誰でもプ

らニングできるものではない。「自社株対策をするには、『利益』が下がればいいのか、『純資産』が下がればいいのか、どの保険が適しているかを選ぶ必要があります。これはプロでなければできません。加えて、生命保険は解約や保険金を受け取る際に課税されます。つまり、加入だけでなく、受取時にもプロの助言が不可欠です。また、事業承継対策は、企業の永続性が目的である以上、自社株対策はずっと続きます」(同)

だからこそ、その分野に詳しい専門家による永続的なサポートが不可欠なのだ。

「当社は、高いコンサルティング能力を持つ社員が、チーム一丸と

事業承継対策 セミナーを開催

参加費
無料!

ジャスト・フォア・ユーでは、谷氏が設立し、理事長を務めるNPO法人「役立つ税理士協議会」のメンバーとともに、中小企業の経営者を対象にした無料セミナーを開催。保険を活用した事業承継対策をはじめ、財務上の課題解決やリスクマネジメントなど、さまざまな課題へのアドバイスを行う。参加希望者は下記連絡先まで電話で申込みを。

2017年のセミナー予定

1月23日(月) 大阪市内
テーマ●民事信託と生命保険の活用
講師●杉谷 範子氏

司法書士法人
ソレイユ
代表司法書士

谷 敦氏
株式会社
ジャスト・フォア・ユー
代表取締役



2月28日(火) 大阪市内
3月6日(月) 大阪市内
テーマ●事業承継対策(予定)

事業承継対策こそ

保険代理店という生命保険の プロをパートナーに!

生命保険代理店を選ぶポイント

高いコンサルティング
能力がある

生命保険を一括管理できる

チームで
永続的なサポートができる

お問い合わせ



株式会社ジャスト・フォア・ユー

〒530-0044
大阪府大阪市北区東天満2丁目8番1号
若杉センタービル別館2階
TEL 06-4801-8539
平日 9:00~17:30
http://www.j-f-y.com/